

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(履行報告)

- 第5条** 受注者は、履行状況を徳島県ホームページに掲載する様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。なお、提出については、紙または電子メールにより行うこととし、電子メールを活用する場合は、次のとおりとする。
- 2 受注者は、様式18-1と電子メール様式18-2に必要事項を記入した後、電子メールに添付し監督員へ送信する。監督員は記載内容を確認し、電子メール様式18-2に確認年月日と発注者確認欄に氏名を入力した上で、受注者へPDF形式のファイルに変換し返信する。なお、受注者は電子メールで提出した様式を、再度紙媒体で提出する必要はない。

(本業務の特記仕様事項)

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(業務目的)

- 第7条** 本業務は、かんがい排水事業上板地区における事業計画に基づき実施する六条暗渠排水路の改築工事に

伴う吉野川及び旧吉野川の水質に与える影響を把握する。

(業務概要)

第8条 本業務の業務概要は、次のとおりとする。

1. 業務場所 板野郡上板町
2. 業務内容
 - (1) 水質検査
 - ① 採水箇所：別紙「検査箇所位置図」に示す5箇所とする。
 - ② 検査項目：次の6項目とする。
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数（最確数法）、n-ヘキサン抽出物質
 - ③ 検査方法：昭和46年環境庁告示第59号及び
JIS K 0102 12.1, JIS K 0102 21, JIS K 0102 32.1
 - ④ 検査回数：20回（5箇所×4回）とする。
 - ⑤ 採水日：工事の進捗状況より監督員が指示する。（工事前2回、工事中2回）
 - ⑥ 検査者：環境計量証明事業者
 - (2) 検査結果解析
検査結果を解析し、工事が水質に与えた影響を考察する。

(管理技術者)

第9条 受注者は、水質検査・解析業務における管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、水質検査・解析業務に関する技術上の管理を行わなければならない。
- 3 管理技術者は、業務に該当する部門において次のいずれかの資格を有する者でなければならない。
 - ①技術士
 - ②環境計量士
 - ③上記資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
- 4 受注者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

(担当技術者)

第10条 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を業務計画書等に記載し、監督員に提出するものとする。

(業務計画書)

第11条 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書の基づき次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 成果品の内容、部数